

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公聴会)</p> <p>第18条 知事は、<u>法第7条第4項（法第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）</u>又は第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>2～11 [略]</p>	<p>(公聴会)</p> <p>第18条 知事は、法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>2～11 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。